平成２６年（フ）第２０号
北九州市八幡西区大浦２丁目７番８号　サンリバー葉山308号
債務者　大神あゆみ（旧姓西江）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２７号
北九州市小倉北区今町１丁目４番３―205号
債務者　福井惠美子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４号
福岡県遠賀郡岡垣町野間４丁目７番７号
債務者　田中　良子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４５号
北九州市八幡西区熊西２丁目３番８―601号
債務者　篠原　洋平
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３４９号
佐賀県佐賀市木原１丁目９番４号
債務者　中村　　悟
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田甲4421番地
債務者　松尾　智晴
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田甲4421番地
債務者　松尾多美子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６５１号
神戸市長田区松野通２丁目４番４―505号
債務者　河野　真治
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
神戸市長田区片山町５丁目11番24　プリオーレリベルタ110、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町中津149番地の36
債務者　大番屋彩子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目12番７―203号
債務者　包　　真弓
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４号
神戸市中央区中山手通３丁目10番17―101号
債務者　ステップスこと　向井　益美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
神戸市長田区松野通４丁目２番11―912号
債務者　延原　慧一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８号
神戸市中央区北長狭通６丁目２番15―310号、従前の住所神戸市中央区下山手通３丁目３番14号　三宮ＵＥハウス302号
債務者　新井　好子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２３号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番２―301号
債務者　加地　勝巳
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地１
債務者　髙松　　司
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２７号
佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　前田　義春
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３０号
佐賀県伊万里市山代町楠久1425番地
債務者　武田　修一
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部